質問に対する回答について 工事名) 八戸自動車道 沢内橋床版取替工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	入札公告(説明書) 第4 総合評価落札方式	一つの技術提案を評価項目①と評価項目②の両方
	4-2.技術評価の評価項目等 について	へ記載しても良いですが、それぞれが独立して評価
	・一つの技術提案が、評価項目①(工程短縮日数)	が可能な内容で構成、記載されている必要がありま
	と評価項目②(リスク回避に寄与する設計と製作)	す。なお、独立性が認められない場合はいずれか1
	の両方へ効果がある場合、両方に対して同じ手法に	つの評価項目のみを評価します。
	よる技術提案を記載してもよいでしょうか。	ただし、評価項目②は設計、製作に対し技術提案が
	よい場合、この技術提案の評価は、評価項目①と評	それぞれ1つのみ評価することとしているので、提
	価項目②の双方で評価されるのでしょうか。	案数が複数にならぬよう留意してください。
2	入札公告(説明書) 第4 総合評価落札方式	所定の工事期間とは、「短縮された期間も含む、床
	4-2.技術評価の評価項目等 について	版取替工事の全期間」です。
	・評価項目②(リスク回避に寄与する設計と製作)	
	の文頭にある「所定の工事期間内」の「所定」とは、	
	評価項目①で求められている「短縮された期間内」	
	のことでしょうか。それとも、「短縮された期間も	
	含む、床版取替工事の全期間」のことでしょうか。	
3	入札公告(説明書) 第4 総合評価落札方式	評価項目②においては、対象橋梁を限定していませ
	4-2.技術評価の評価項目等 について	λ_{\circ}
	・評価項目②の対象橋梁は、評価項目①と同様、沢	
	内橋のみと考えてよろしいでしょうか。	
4	入札公告(説明書) 第4 総合評価落札方式	入札公告(説明書)「4-2. 技術評価の評価項目等」
	4-2.技術評価の評価項目等 について	に記載のとおり、長流部橋及び浪打橋については技
	・技術提案対象が沢内橋のみとすると、長流部橋と	術提案の適用対象です。
	波打橋は標準案で施工し、技術提案での施工につい	
	ては契約後の協議と考えてよろしいでしょうか。	
5	入札公告 (説明書)	技術提案内容を後発工事に踏襲するために、当初契
	第4 総合評価落札方式 4-2.技術評価の評価項	約の詳細設計に技術提案費用を要する場合は、詳細
	目等 および (P19) 別紙 随意契約条件につい	設計費に計上してください。
	て	
	・技術提案は、「技術提案の評価対象は沢内橋のみ」	
	となっている一方、(P19)別紙 随意契約条件では、	
	「後発工事に踏襲される」とあります。	
	当初契約には後発工事の詳細設計が含まれており	
	ますが、技術提案内容がこれらの詳細設計にも関連	
	する場合は、詳細設計に関わる技術提案費用は詳細	
	設計費に含めてよろしいでしょうか。	

6	鉄筋数量 (機械継手) ついて、数量明細表と図面よ	鉄筋 B(E)は設計図及び数量明細表 (1/7) No.7 に示
	り集計したのでは、数字が異なると思います。	すとおり相違はありません。
	当初見積もる際には、数量明細表を『正』として見	
	積ってよろしいでしょうか?	
7	交通規制工 車線規制並びに交通監視員は後発工	特記仕様書 23-17-5 に示すとおりです。規制予定日
	事の予定である橋(4橋6工区)分についても当初	数は、数量明細表 (2/7) No. 17、No. 18 に示すとお
	より見積もって入札するものと考えて宜しいでし	りです。
	ょうか、また当初見込んでいる、工程表並びに規制	
	予定日数についてご提示願います。	
8	各橋梁図面に記載のある規制図に名称のある製品	そのとおりです。
	(材料)で対面交通規制を行うと思いますが、仮設	
	防護柵工「59・60/65 等」に記載のある、「仮設防護	
	柵以外は率計上とするため、別途協議する」と記載	
	ありますが、当初は、仮設防護柵のみの見積でよろ	
	しいでしょうか?	
9	入札公告 (説明書) P.7-4-2 共通事項の要求条件	入札公告(説明書)に記載の標準案の施工日数は、
	に、鋼単純合成鈑桁橋である浪内橋の工程が	稼働率を考慮しない昼間施工のみによる施工日数
	R7.6/14~7/29(実施工日数32日)とありますが、	です。
	昼夜施工の想定でしょうか。昼間施工のみによる実	
	施工日数でしょうか。	
1 0	浪内橋の概略工程表の備考欄にある日数には、桁上	考慮されています。
	コンクリートのハツリ撤去の日数は考慮されてい	
	ますでしょうか。	
1 1	入札公告 (説明書) P.7-4-2 共通事項の要求条件	要求条件を満たします。
	について、浪内橋の工事工程を、昼夜施工による	
	「R7.6/14~7/29」以内の工事工程とした場合、要	
	求条件を満たすものと考えてよろしいでしょうか。	
1 2	入札公告(説明書)P.7-4-2 評価項目①に評価対	評価項目①の評価対象は沢内橋であるため、共通事
	象は沢内橋のみとする記載がありますが、長流部橋	項の工事工程において浪打橋が昼夜施工であった
	=昼間施工、沢内橋=昼間施工、浪内橋=昼夜施工	場合、過度なコスト負担の要する提案には該当しま
	とした場合、過度なコスト負担を要する提案の取扱	せん。
	いには当たらないと考えてよろしいでしょうか。	